

全青色共済

傷害特約付

〈全会員が参加する
たす
助けあいの制度です〉

全国青色申告会総連合共済会
〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台2-9
☎03-3233-0151(代表)

月額2,000円(共済1,000円 傷害特約1,000円)で安心が大きく広がります。

給付金(保険金)の種類	ケガの場合						賠償責任保険金	病気の場合		火災見舞金	花輪代 廃疾見舞金	
	災害弔慰金		災害見舞金		通院保険金	入院見舞金 (入院保険金)		手術保険金	弔慰金・見舞金			入院見舞金
給付金(保険金)をお支払いする場合(例)												
給付事由発生時の年齢	●歩行中に自動車にはねられ死亡 不慮の事故により死亡したとき (または廃疾になったとき)	●地震災害で死亡 地震・噴火・津波によるケガがもとで死亡したとき (または廃疾になったとき)	●トランポリンから転落し半身不随 不慮の事故により身体障害になったとき	●地震で建物の下敷きになり後遺障害 地震・噴火・津波によるケガがもとで身体障害になったとき	●階段から転落し通院 ●料理中のやけどにより通院 ケガのため通院して医師の治療を受けたとき	●スキーで転倒し複雑骨折 不慮の事故により入院したとき	●骨折で入院中に接合手術 入院保険金が支払われる場合で、所定の手術を受けたとき	●買物中に商品を壊した 日本国内の日常生活において、他人の身体を傷つけたり他人のモノを壊したりしたとき	●胃ガンにより死亡 疾病により死亡したとき (または廃疾になったとき)	●肺炎のため入院 疾病により入院したとき	●事務所で火事 火災による損害額が3万円以上のとき	●花輪代として 死亡したとき(花輪代) 廃疾になったとき(廃疾見舞金)
14歳6ヵ月以上~ 40歳6ヵ月未満	1,500万円 (共済500万円)+ (特約1,000万円)	1,000万円 (共済500万円)+ (特約500万円)	後遺障害の程度に応じて 36~1,200万円 (共済6~200万円)+ (特約30~1,000万円)	後遺障害の程度に応じて 21~700万円 (共済6~200万円)+ (特約15~500万円)	特約 1日あたり 5,000円 (最高180日まで) (1日目から給付)			共済 300万円				
40歳6ヵ月以上~ 50歳6ヵ月未満	1,300万円 (共済300万円)+ (特約1,000万円)	800万円 (共済300万円)+ (特約500万円)			+			共済 200万円	共済 1日あたり 1,000円 (ただし10日以上30日まで) *10日以上の入院は1日目にさかのぼって給付されます。 *年度内30日が限度です。	20万円 (共済10万円) +	共済 1万円	
50歳6ヵ月以上~ 65歳6ヵ月未満	1,200万円 (共済200万円)+ (特約1,000万円)	700万円 (共済200万円)+ (特約500万円)	後遺障害の程度に応じて 33万円 (共済3~100万円)	後遺障害の程度に応じて 18万円 (共済3~100万円)	特約 1日あたり 2,500円 (最高90日まで) (1日目から給付)	共済 1日あたり 1,000円 (ただし5日以上30日まで) *5日以上の入院は1日目にさかのぼって給付されます。 *年度内30日が限度です。	特約 手術の種類に応じて 5・10・20万円	共済 100万円		+		
65歳6ヵ月以上~ 70歳6ヵ月未満	1,150万円 (共済150万円)+ (特約1,000万円)	650万円 (共済150万円)+ (特約500万円)	1,100万円 (特約30~1,000万円)	600万円 (特約15~500万円)				共済 50万円				
70歳6ヵ月以上~ 75歳6ヵ月未満	1,130万円 (共済130万円)+ (特約1,000万円)	630万円 (共済130万円)+ (特約500万円)						共済 30万円				
75歳6ヵ月以上~ 80歳6ヵ月未満	1,010万円 (特別弔慰金10万円 +加算金*)+ (特約1,000万円)	510万円 (特別弔慰金10万円 +加算金*)+ (特約500万円)	後遺障害の程度に応じて 特約 30万円~1,000万円	後遺障害の程度に応じて 特約 15万円~500万円	特約 1日あたり 5,000円 (最高180日まで) (1日目から給付)			共済 特別弔慰金 10万円 +加算金*				

病气死亡(廃疾)は
終身保障です。
(※病气死亡「廃疾」は
80歳6ヵ月以上とさせていただきます)

特別普及運動期間

締切り	保障開始
平成17年 5月13日	平成17年 6月 1日
平成17年11月15日	平成17年12月 1日

※加算金
75歳6ヵ月を超えて継続加入した会員がさらに1年継続することにより1万円ずつ加算。
ご注意
給付事由発生時の年齢は発生年度当初6月(または12月)1日での年齢を示します。

●加入申込その他のお問い合わせは...

加入資格と手続き

制度の特長

- 低廉な会費で、入院・通院・後遺障害・死亡・火災などの総合保障が受けられます。
- 死亡・廃疾の共済給付は終身保障です。傷害特約の継続加入は80歳6カ月までです。
- 地震・噴火・津波によるケガがもとで死亡・身体障害になった場合でも、給付がでるようになります。
- ご加入にあたっての健康診査はありません。
- 特にお申し出の無い場合は、加入は自動継続となります。

加入資格

- 加入時現在、正常に業務に従事している全国の青色申告会員およびその専従者・従業員の方。ただし傷害特約加入者で特殊な職業・危険を有する方は（右面参照）給付金が削減されますので事前に事務局までご照会ください。
- 新規に加入される方。効力発生日現在（その年の6月1日または12月1日）の年齢が14歳6カ月以上60歳6カ月未満の方。
- 全青色共済に加入されている方。傷害特約に加入できます。効力発生日現在（その年の6月1日または12月1日）の年齢が14歳6カ月以上75歳6カ月未満の方。

会費・掛金 申込手続き

- 一人月額2,000円と大変低廉です（全青色共済1,000円+傷害特約1口1,000円）。
- 傷害特約は一人3口まで加入できます（ただし効力発生日現在65歳6カ月以上の方は2口まで、70歳6カ月以上の方は1口までの加入となります）。
- お支払いは原則として6カ月分前納です。
- 加入申込書に必要事項を記入・押印し、6カ月分の会費（全青色共済）・掛金（傷害特約）を添えて、所属の青色申告会にお申し込みください。
- なお規約により傷害特約については、年度更新時に65歳6カ月以上で3口加入の方は2口へ、70歳6カ月以上で2口加入の方は1口へ、自動的に減口となります。
※加入者証の発行につきましては、団体取扱いのために、効力発生日からお届けまでに一定期間を要します。

給付金の 請求方法

- 給付金の支払い事由が生じたときは、所属の青色申告会へご一報ください。
- 給付金の支払いは特別な事情がない限り、すみやかにお支払いたします。
- 請求書類一式は所属の青色申告会に備えてあります。

全青色共済

加入できない方

ガン(肉腫・悪性腫瘍)、白血病、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、心臓病、てんかん、結核、高血圧、胃・十二指腸潰瘍、肝臓病、腎摘出、腎炎、ネフローゼ、子宮筋腫、糖尿病、以上の病気や過去一年以内に入院・手術および医師の指示による二週間以上の通院・服薬・治療を受けたことがある方。

給付金をお支払いできない場合

- ① 加入申込書の記載内容について正しく申告されなかったとき。
- ② 加入後一年未満で自殺したとき（花輪代のみ支払い）。
- ③ 給付金の受取人が故意に共済加入者を死亡または廃疾にさせたとき。
- ④ 無免許または飲酒運転中の不慮の事故による場合。
- ⑤ 廃疾ならびに障害の認定は当会の規約に従うものとします。

傷害特約

普通傷害保険(天災危険担保・賠償責任担保特約付)・共済給付金

【保険金の種類・内容】

		注意事項
死亡保険金	偶然な事故(地震・噴火・津波を含む)によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震・噴火・津波による死亡・後遺障害については、傷害特約に2日以上加入されている方の補償は、1,000万円が限度となります。なお、この場合、共済の災害弔慰金の給付は、死亡保険金に準じた支払いとなります。 ● 火災見舞金は2日以上加入されているもお支払いは1人10万円が限度です。 ● 死亡保険金受取人は法定相続人になります。受取人変更をご希望の場合には加入者による変更手続きが必要となります。 ● 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金を重ねてお支払いできません。 ● 柔道整復院(接骨院、整骨院等)による治療の場合、治療日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、施術内容における医師の治療との比較などを行い、総合的に判断したうえでお支払いさせていただきます。また、針灸、マッサージなどの医療類似行為については、外科医師などの指示による治療以外はお支払いの対象にはなりません。 ● 支障なく通常の生活または業務ができる程度に回復したとき以降に通院された場合は、通院保険金はお支払いできません。 ● 賠償責任保険金において、ご家族とは①本人の配偶者、②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族、③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子をいいます。 ● 賠償責任保険金の賠償金額等の決定には事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、青色申告会を通じてご相談ください。
後遺障害保険金	偶然な事故(地震・噴火・津波を含む)によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失うか、その機能をなくしたとき *死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、保険期間中にお支払いする死亡保険金と後遺障害保険金の合計額は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	偶然な事故によるケガの治療のため病院または診療所へ入院し、平常の生活またはお仕事ができないとき *事故の日からその日を含めて180日以内の入院が対象。180日限度。	
手術保険金	入院保険金を支払われる場合で、そのケガの治療のために事故の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けたとき *1事故につき1回の手術に限ります。また同時に2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率となります。	
通院保険金	偶然な事故によるケガのため平常の生活またはお仕事に支障が生じ通院して医師の治療(往診を含む)を受けたとき *事故の日からその日を含めて180日以内の通院が対象。90日限度。	
賠償責任保険金	日本国内で本人およびご家族が日常生活における偶然な事故により他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき *被害者に対する損害賠償金(1回の事故につき賠償責任保険金額が限度)、訴訟費用等をお支払いします。	
火災見舞金 (※共済給付金)	火災による損害額が3万円以上のとき(申込書に記載された事業所または住民票が取得できる住所に所在する不動産等が対象です。) *見舞金は青色申告会からお支払いたします。	

※災害弔慰金における「廃疾」は共済においての給付であり、特約においては「後遺障害保険金」での給付となります。

【保険金をお支払いできない主な場合】

※事故の日から30日以内に通知のない場合には保険金をお支払いできないことがあります。

◆ケガの場合

- 加入者・保険金受取人の故意によるケガ
- 酒酔運転・無資格運転または麻薬等を使用して運転中のケガ
- 妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置
- 戦争・暴動によるケガ
- 核燃料物質等の放射性、爆発性等による事故または放射性汚染によるケガ
- 自動車、オートバイ、モーターボート等による競技・競争・興行(練習を含みます)、試運転している間のケガ(※2)
- 航空機(航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機・グライダー・飛行船を除きます)を操縦している間のケガ など
(※1)危険な運動(山岳登山(登山用具を使用するもの)、リュージュ、ホブスレー、スカイダイビング、ハンクグライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンクグライダー、マイクロロボット、ウルトラロボット等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動
(※2)職業としている方は取扱が異なります。
- 自殺行為・闘争行為(ケンカ)または犯罪行為によるケガ
- 加入者の脳疾患・疾病または心神喪失
- 地震・噴火・津波(死亡・後遺障害を除く)
- 危険な運動等を行っている間(※1)のケガ
- 頭部骨折群(ちゅうぶちゆう)または腰痛で他覚症状のないもの

◆賠償責任の場合

- 故意、暴行、殴打による賠償責任
- 他人から借りたり、預かっていたりした物に対する賠償責任
- 自動車・モーターボート等を運転中の事故
- 地震・噴火・津波
- 職務遂行に起因する賠償責任(仕事上の賠償責任)
- 同居の親族に対する賠償責任
- 核燃料物質等の放射性、爆発性等による事故
- 海外での事故 など

《普通傷害保険に関する注意事項》

- ご加入に際しては、加入申込書記載内容を必ず確認の上、加入申込書記入者以外の加入者にも重要な事項をご説明ください。申込内容に変更が生じた際は、すみやかに所属の青色申告会へご連絡ください。
- 特殊な職業・危険を有する方(オートバイ競争選手・オートバイ競争選手・自動車競争選手・モーターボート競争選手・猛獣取扱者・プロボクサー・プロレスラー・ローラーゲーム選手・方)については取扱が異なります。
- 加入状況・損害率等により、死亡・後遺障害保険金額等が一部変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 本契約は、全国青色申告会連連合共済会が保険契約者となる団体契約であり、ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約条項によって定まります。約款・特約条項の詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。
- あなたのご加入内容が登録されることとなります。損害保険制度が健全に運営されるため、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、(社)日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- 若し保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いがあった場合には、自動継続せず、翌年度以降、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 損害保険料控除については、所得税は最高3,000円、住民税は最高2,000円が限度となります(平成16年11月現在。将来の規制改正により変更される場合があります)。
- 日あたりの掛金6,000円(6ヶ月分)のうち、5,180円が普通傷害保険の保険料となり、差は自家共済掛金となります。
- 引受保険会社が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・支払い金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、この保険は損害保険契約者共済機構の補償対象となりますので、経営破綻に陥った場合には、保険金・支払い金等の90%が保証されます(平成16年11月現在)。